

(乙) 郵便貯金と爲さしめ當該會社に於て當該郵便貯金の通帳を當該社員退職に至る迄保管するもの

(丙) 前二號に規定するもの外主務大臣の承認を受けたる方法に依るとき

第三十一條 令第二十九條第一項第三號の福利施設費は左の各號に掲ぐる支出とす

一 法令に定ある施設に關する支出

二 保健衛生施設に關する支出

前項各號に掲ぐる施設の範圍は内閣總理大臣之を定む

第三十二條 資本金百萬圓以上の會社(特別の法令に依り設立せられたる會社を除く)は令第二十九條第一項の規定に依り毎事業年度開始後三十日以内に別表第九號様式に依り同項各號に掲ぐる支出の豫定額の報告書を主務大臣に提出すべし但し本令施行の際其の期間の一部を經過せる事業年度に屬する報告書は本令施行後三十日以内に之を提出すべし

前項の報告を爲したる後令第二十九條第一項第三號又は第五號に掲ぐる支出の豫定額に變更を生じたる會社が其の變更したる豫定額を別表第二十號様式又は第二十一號様式に依り主務大臣に報告したるときは其の金額を以て前項の規定に依り報告したる金額と看做す

第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依り同條第一項第二號又は第四號に掲ぐる支出を爲すに付主務大臣の許可を受け

んとする會社は別表第二十二號様式又は第二十三號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三十四條 第三十二條の規定に依り報告したる金額を超えて令第二十九條第一項第三號に掲ぐる支出を爲したる會社は支出後十日以内に別表第二十號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし

第三十二條の規定に依り報告したる金額を超えて令第二十九條第一項第五號に掲ぐる支出を爲したる會社は支出後十日以内に別表第二十一號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし

第四十三條 令第七條各號の一に掲ぐる會社に該當する會社は毎事業年度の決算確定後三十日以内に別表第三十號様式に依る會社經理狀況報告書を主務大臣に提出すべし

前項の會社經理狀況報告書には左の各號に掲ぐる書類を添附すべし

一 別表第三十二號様式に依る利益配當金並に役員及社員給與計算書

二 別表第三十三號様式に依る給與狀況調査書

三 別表第三十四號様式に依る資産償却計算書

四 別表第三十五號様式に依る令第二十九條第一項各號に掲ぐる支出の豫算實績對照表

六 別表第三十六號様式に依る旅費支出

藥種製毒劇物營業試驗手数料改正の件 昭和十年十月勅令第二九六號同内務省令第六二號、同年十一月警視廳令第二五號、同第二六號

美容術營業取締規則 昭和五年七月警視廳令第二一號、昭和六年六月第二三號改正、昭和七年十一月同第四一號改正、昭和十年七月同第一三號改正、同年十二月二十九號改正

物品販賣價格取締規則 昭和十三年七月商工省令第五六號、同第六八號改正

廣告物取締法 明治四十四年法律第七〇號

同 施行細則 大正三年四月警視廳令第一〇號、昭和二年一月、昭和七年十月改正

同 施行規則 昭和十三年九月警視廳令第四七號改正

懸賞抽籤附販賣取締法規 明治四十二年八月内務省令第二〇號、大正十四年六月警視廳令第二六號、大正十四年六月内訓甲第一號、大正十四年十一月大阪府令第一一六號、同訓保第五二一號

御省像に關する取締方 明治卅一年十二月内務省諭告

商品券取締法 昭和七年九月法律第二八號

同 施行規則 ⑪—⑮

實績調査

七 別表第三十七號様式に依る經費支出明細書

八 財産目録貸借對照表及損益計算書

前項第八號の損益計算書には總益金及總損金を損益計算發生の原因に因り區分記載すべし

第四十五條 本令(第三十六條第三十八條及第三十九條を除く)に依り會社の提出すべき申請書、報告書又は届書は左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外之を三通作成し會社の本店又は主たる事務所所在地を所轄する稅務署を経て提出すべし(左記略ス)

鐵製品製造制限規則

昭和十六年九月二十二日 商工省令第八十二號

第一條 本則に於て鐵とは鐵鐵(ニッケルを含有するものを除く)、普通鋼及特殊鋼(ニッケルの含有量千分の四以上のものを除く)並に此等の屑及故を謂ふ

第二條 商工大臣の指定したる物品又は其の部分品は鐵を以て之を製造(鑄造する場合を含む以下同じ)することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場

合は此の限に在らず

前項に於て鑄造とは可鍛鑄鐵と爲す場合の鑄造を含むものとす

第三條 前項第一項の規定は同條同項の規定に依り商工大臣の指定したる物品又は其の部分品にして其の指定の際現に製造中のものに付ては之を適用せず但し指定の日より一週間以内に第四條第一項各號に掲ぐる事項を地方長官に届出づべし

第四條 第二條第一項但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし

一、製造する物品の名稱及數量

二、鐵の種類別使用數量

三、鐵の取得方法

四、製造豫定期間

五、製造を必要とする事由

六、註文者の氏名稱及住所

前項の許可申請書を提出せんとする者當該物品又は部分品に關する工業組合又は工業組合聯合會の組合員又は所屬の工業者なる場合に於いては當該工業組合又は工業組合聯合會を經由して許可申請書を提出すべし

第五條 他人の註文に基き第二條第一項但書の許可を受け物品又は部分品を製造したる者は當該物品又は部分品を註文者以外の者に譲渡する事を得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附則

鐵製品製造制限規則に依る物品指定

昭和十六年九月二十二日 商工省告示第八四號

鐵製品製造制限規則第二條第一項に依り左の通物品を指定し昭和十六年九月二十五日より之を施行す

アルコールドランプ、安全剃刀のホルダー及容器、衣裳入箱、椅子及腰掛、犬用金具、印形、印形入金具及肉池、インク壺及インクスタンド、印刷用機械器具、腕輪運動靴用金具(スバイグアイセン、カンサキ等)

含む、繪具容器及繪具皿、エスカレーター
(工鐵業用のものを除く)、エレベーター
(工鐵業用のものを除く)、演藝用照明機械
器具、鉛筆金具(鉛筆キヤップ等を含む)、
鉛筆削、王冠栓抜き器(確切等を兼用したる
ものを除く)、置時計、置物、桶及桶の籠、
押板、帶留及帶袂、オペラグラス(倍率五
以上のものを除く)、街頭照明柱(鐵芯を有
するセメントポールを除く)、街路樹保護
板、鏡及鏡臺、花器及花止器具、樂器及樂
譜臺、角砂糖挾、カクテルシェーカー、額
及額受、掛時計のケース及文字盤、籠類、
傘立及傘吊、風窓、菓子罐、菓子器、ガス
器具(醫藥用又は工鐵業用のものを除く)、
活字鑄造用機械器具、映畫攝影機映寫機及
映畫用錄音又は發聲裝置、カーテン用金
具、カドケース、カド立及カド差金
具、カドリング、金網(ラス及工鐵業用
のものを除く)、畫銀の座、カフスボタン、
カラー止及カラーボタン、髪飾品、蚊帳の
釣手及釣具並に蚊帳帳の骨、蚊遣器(蚊遣
線香臺を含む)、カレンダー金具(皮割器、工
業用のものを除く)、瓦、玩具、看板、徽章
(法令其他之に準ずるものに依り制定せ
られたるものを除く)、喫煙用具(煙管を除
く)、脚立、急須、競技用障害物、競漕又は
遊戯用短艇クラッチ、魚類觀賞用容器、霧
吹器(香水吹金具を含む)、金庫(手提金庫
を含む)、金錢登錄機及釣錢機、空氣銃、鎖
(工鐵業用、漁業用又は船舶用のものを除

く)、藥玉裝飾金具、靴洗器、屑入、靴下止
金具、靴篋、頸飾、車渡鐵板、揭示板、指
示板及標札類、化粧品又は齒磨用品の容器
(蓋を含む)、蹴板、蹴込板(自働車及電車
等のものを含む)、建築物の柱、壁、天井、
庇廻し等の裝飾金物、幻燈機、劍道用面、
廣告塔及廣告板、格子、交通標識、香爐、
五右衛門風呂、炬燵及寢爐、コップ及碗類
並に同蓋、袴及臺、五徳、子供用乗物、コ
ーヒー挽機械、コーヒー沸、水入器、水挾、
水掻機、米櫃、米磨器、コルセット用具、
ゴルフ用具、コンパクト、杯、櫛、皿(受
皿を含む)及コンボイド類、杯、シガレッ
トケース、仕切用金物(カウンスタースク
リーンを含む)、七輪及焔爐、自轉車立、自
動番號機、自動販賣機、燭臺、食卓用ナイ
フ、漏斗(工鐵業用のものを除く)、狀差、
寫真引伸機、寫真現像機用用品及寫真仕上
用品、寫真機用三脚及雲臺、寢眞立、絞タ
オル入、シャープペンシル、シャツタ
器、シャンテリヤ、シャンパンクーラー、
瞬間湯沸器、書類入箱、賞牌及賞杯、如露、
寢臺、炊事用ボール、水筒(麥茶冷し類を
含む)、吸器、水盤、すきやき鍋類、スケ
ート用具、硬水入れ、ステッキ金具、スト
ープ及同前飾金物、ストロイ立、スプーン、
三臺、アランコ及棒登り、三止、ズボン伸
張器、炭挾、スライドフラスナー、製本用
機械器具、石鹼入、石炭用バケツ、扇風機
(工鐵業用のものを除く)、掃除器、足温

器、袖丸み型板、算盤珠の心棒、大根等の
下金、タイムレコーダーのケース、卓子、
卓上日記金具、卓上呼鈴、棚、煙草セツト
玉子燒器(特殊鋼製品に限る)、鹽及鹽の
籠、箆金具(蝶番及錠前を除く)、痰壺及
同臺、暖房用ラヂエター、同カパー及同給
濕器、蓄音器及蓄音器用針、茶托、茶壺、
茶零し、茶濾し及茶濾し入、茶焙じ機械、
茶道用風爐釜、茶挽機械、調味料容器(調
味料容器立を含む)、調理用又は廚房用鍋釜
(特殊鋼製品に限る)、貯金箱、塵取、陳列
用器具、圖畫用水筒及油壺、机、釣鐘及
鐘、手洗器及洗面器並に同臺、庭球用ネツ
ト、手摺、テイツシユカパー、鐵亞鈴、鐵
像及鐵碑並に同臺、鐵瓶、電氣スタンド、
天水桶及天水鉢、天井板、電柱(鐵芯を有
するセメントポールを除く)、及電柱棒、電
燈支持具、電熱器(醫藥用又は工鐵業用の
ものを除く)、天火、ドアアークローザ、銅
壺、投擲用砲丸、鐵鏡、圓盤及槍、燈籠、
戸車及ドアハンガー、登山用ピッケル、
戸棚(ロッカーを含む)、戸、扉、絞リ戸及
シャツタ立にシャツタケース、戸又は
扉の破損止金具、戸、扉又は家具類の引手
及把手(交通機關用のものを除く)、鳥籠、
泥拭器、ナットグラツッカー、ナフキンリン
グ、人形(鐵芯入人形を含む)、ネオンサ
イン用具、ネームプレート、灰皿及同臺、
屢物の裏金及座金(靴用のものを除く)、
鍍(鋼製品及可鍛鐵製品を除く)、梯子

(機械又は裝置と一體と爲りたるものを除
く)、箸立及箸箱、柱掛、旗竿、バナー、ジ
ヤム、ミルグ、酒類等の食卓用容器、齒ブ
ラシ入、パレット、パン立、パンチ、ハン
ドバツグ金具、バンド及バンド用金具、ヒ
イチバラソール金具、火起筒、火格子(工鐵
業用又は交通機關用のものを除く)、抽斗
箱、火消壺、尾錠、柄杓及杓子(金網製の
ものを含む)、並に同容器、火鉢、日除用金
具、フアイヤ、フインガポール、風鈴、フ
ォーク、筆洗器、筆立(ペン立を含む)、及
筆架、布吊掛、アローチ、噴水金物、文
鎖、分銅及平衡錘(衡器用のものを除く)、
罎、ペーパーナイフ、ペン皿及ペン軸、便
所用巻紙器、辨當箱(特殊鋼製品に限る)、
帽子、額縁等の掛金具、紡織、編組、染色
又は整理用機械器具(針布製造用機械器具
を除く)、墨汁罐、ホスター用又はピラ用金
具、ホタン(スナツブを除く)、ホチキス、
ホールスタンド及衝立、盆、盆景用具類、
本立(アツクエンドナ含ム)、燗寸容器、窓
扉閉閉調整器、魔法瓶、マンホルの蓋
及座(機械と一體となりたるもの、及鐵芯
入コンクリート製のものを除く)、溝蓋、水
差、名刺刺及傳票刺、メガホン、メダル、
持送り、物干器具、門及門柱、野球用マス
ク、郵便受箱、湯タンポ、指輪、窯業用機
械器具(硝子、耐火煉瓦、セメント、人造
砥石又は電氣用炭素製品の製造用機械器具
を除く)、楊枝入、洋式風呂、洋服掛、ライ

タリ、欄干、ランブシエード、冷蔵庫(醫
療用のものを除く)、鹽銃(鉛銃を除く)、理
容用機械器具(バリカン及剃刀を除く)、ワ
イシャツ袖釣金具、
左に掲ぐる物品又は其の部分品を製造する専
用機械器具
鉛筆及クレヨン、菓子(アイスクリームを
含む)、金網、紙及同製品(パライタペーパ
ー等特殊の紙を除く)、金屬箔、香水、清涼
又は致酔飲料、石鹼、セルロイド及同製品
著音機用レコード、鐵釘(蹄釘を除く)、紙
(リベットを除く)、ブラシ及刷毛、帽子、
燗寸、萬年筆
**奢侈品等製造販賣制限
規則に依る制限禁止物
品指定中改正**
昭和十六年九月二十二日
商工省告示第八四九號
昭和十五年商工省告示第三百四十二號中左の
通改正し昭和十六年十二月二十五日より之を
施行す
ゴムの使用制限に關する件の項の次に左の
如く加ふ
鐵製品製造制限規則 昭和十六年十二
月二十五日
昭和十五年商工省告示第三百四十二號中左の
通改正し昭和十六年九月二十五日より之を施

行す
鐵鑄物の製造制限に關する件及鋼製品の
製造制限に關する件の項を削る
昭和十六年九月二十二日
商工省告示第八五一號
昭和十五年商工省告示第三百四十號中左の通
改正し昭和十六年九月二十五日より之を施行
す
象牙の項の次に左の如く加ふ
從前の昭和十三年商工省告示
第二百二十號又は從前の昭和十
三年商工省告示第六十五號
に掲げたる物品及其の部分品
にして鐵鐵(ニツケルを含有
するものを除く)を以て鑄造
したるもの(鐵製品製造制限
規則第二條第一項但書の許可
ありたるものを除く)
昭和十六
年九月二
十五日
從前の昭和十三年商工省告示
第三百八十號に掲げたる物品及
其の部分品にして鋼材(ニツ
ケル含有量千分の四以上のも
のを除く)又は其の層若は故
を以て製造したるもの(鐵製
品製造制限規則第二條第一項
但書の許可ありたるものを除
く)

薬業薬品

昭和十六年 薬業界の諸問題

統制経済の必然の段階として總べては計畫經濟に進みつゝあるが、その觀點に立脚すれば薬業界のみに限らず總べての業界の今後の方向は既に決定づけられてゐると云つて差支へない。霞の隨から天井を覗くやうな業界問題の論議は笑止の至りであるかも知れない。結局は生産、配給の確保以外に問題は無いのであつて、一業界、一業者の利害や都合などは單なる過激的挿話に過ぎない道理である。然しものは一足飛びに行くものでないことも云ふ迄もないから、その意味で計畫經濟に即應せんと努力し、或ひは混迷してゐる業界の現實にタッチせねばならない。少くもさうした心構へで些か本年の業界諸問題を取上げて見た積りである。

統制醫藥品生産及び配給機構の整備

本年度に於いて統制醫藥品の生産及び配給機構は大體に於いて整備された。その根本は、四月一日に公布された生活必需品統制

令であり、厚生大臣の定むる醫藥品及び衛生材料は右統制令に依る指定物資とされた。厚生省は此の統制令に基いて、五月七日に厚生省令第十五號を以て醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則を公布したが、之れに依り従來の自治的統制は廢止されて、本規則に依

る法的統制へ移行することとなり、配給機構の改変整備が行はれるに至つた譯である。

然し自治的統制機構は大體に於いてその法的統制機構に置き換へられたに過ぎないもので、其の間に混迷も摩擦も無く極めて円滑に行はれたのである。以下各段階に就いて機構整備の内容を記述して置くが、此の場合注意して置かなければならないのは、折角本規則に依り整備を見た統制機構も、八月三十日に至つて重要産業團體令が公布されるに至つた爲め再び該令に依り機構の改変を必要とされてゐることである。然し其の改変に就いては本稿の切迄には何等の指示も出てゐないので今後の問題として注意を喚起するに止める。

▽生産部門 従來、醫藥品製造工業に關しては何等の統制團體も無く、舊來の製薬同業組合を外にしては任意團體たる全國醫藥品原料配給會が結成されてゐたのみであるが、前述の統制規則に依り製薬工業も亦統制下に置かれることとなり、その統制機關として七月十九日に至り日本醫藥品生産統制株式會社が創立された。

此の會社は資本金三百萬圓、東京に本社、大阪に支店を置き、社長には大阪の武田長兵衛商店代表者竹田義藏氏が選任され、常務取締

役には厚生省東京衛生試験所長衣笠豊博士が迎へられ、その他の重役は東西製薬界の巨頭が顔を揃へてゐる。

當會社の定款、事業等に就いても紙面の都合上詳細に述べることは出来ないが、事業目的の要點を云へば、厚生大臣の監督下に價格のプール平準化と原材料の調達にある。即ち

- 一、厚生省の指定する第一種醫藥品(生産に許可を必要とする醫藥品)の生産(輸入を含む)及配給の確保
- 二、厚生省の指定する第二種醫藥品(プール平準化を目的とする醫藥品)の價格をプール平均すること
- 三、國內生産者の製造に係る統制醫藥品の全部を舉げて之れを適當なる價格を以て買入れ、國內及び圓域方面の需要分は日本醫藥品配給統制會社(別項)を通じて販賣し、その残餘が有れば之れを圓域以外の第三國市場に輸出すること

が、同會社の事業の中心である。尙、此の會社は統制規則に依り厚生省より生産統制機關として指定を受け、九月一日より効力を發生してゐるのである。

▽配給部門 統制醫藥品の配給機構に就いては既に中央醫藥品配給統制組合が設置され、

その下に各府縣卸商組又は卸統制會社があり、下部機構としては小賣商業組合が設置され、一貫的統制が行はれてゐたのであるが、前述の統制規則公布に依り中央統制組合は暫定的に配給統制機關に指定され法的統制に移行したが、更に七月十七日に至り日本醫藥品配給統制株式會社を創立、生産統制株式會社と共に生産配給の中央統制機關として厚生省より指定を受け、中央統制組合に代つて九月一日より業務を開始するに至つた。

而して以下の配給機構は従來通りの各府縣醫藥品卸商業組合又は統制會社、醫藥品小賣商業組合を活用し共同販賣共同購入を行はしむる建前となつてゐるが、小賣向配給制當に就いては商業組合側と藥劑師會或ひは同業組合等の關係が必ずしも圓滿に行つてゐるとは云へない。それ等の點に就いては尙將來改革を要すべきものがあらうと考へられてゐる。

此の會社は資本金五百萬圓(二分ノ一拂込)、大阪に本社を、東京に支店を置き、社長制を採らず左の六氏を代表取締役に選任してゐる。

鹽野義三郎、竹田義藏、田邊五兵衛、錦源兵衛(以上大阪)鳥居孝一郎、小西專一(以上東京)尙ほ東京支店は赤井佐一郎氏。

その他東西巨頭が重役に顔を揃へてゐる。事業目的に就いては定款第二條に左の如く規定されてゐるので多く説明を要しない。

第二條 當會社は醫藥品の配給を統制する爲め厚生大臣の監督下に左記事業を営むを以て目的とす

- 一、統制醫藥品の買入及び販賣
- 二、會社に於いて取扱を決定せる前號以

當面の問題として特に論議の中心となつてゐるのは、新様式の連記式切符制に依る醫師向の醫藥品配給機構を如何にすべきかの問題であつて、商業組合側は商組を中心とする共販組織を主張して居り、藥劑師協會、同業組合等は商組と別箇の共販組織或ひは配給會社を要望して居り、各府縣それぞれに地區的事情により歸趨は一定して居らず、東京の如きは再々の審議も何等纏りなく未だ混迷の状態に彷徨してゐる。然し此處一二ヶ月の内に決定せねばならぬ問題であり成行は注目される。大體の見透しとしては新なる共販組合の

組織に落ち付くこと、思はれる。
 ▽生薬部門 輸入杜絶により獨逸その他より供給を仰いでいた生薬品は、新に入手することが出来なくなつたため、之に代る可きものを國內に求むることとなり、厚生省は既に先年來薬用植物の栽培或ひは採集を奨励し、特に品目を定めて各府縣に收穫の割當を行つて來てゐるが、時局の緊迫に伴ひ本年度は更に一層の増産を圖る可くそれ〴〵對策を講じてゐる。それと共に集荷、配給の一貫統制を強化する必要を認め、前述の統制規則に依り生薬に關する集荷機構の再編を行つた。即ち生薬に就いては従來日本生薬、國產生薬、東邦生薬の三會社に依りそれ〴〵品目別に配給統制せしめてゐるが、國產生薬用植物に就いては國產生薬會社が買入を行ひつゝありたるも、集荷に統制の及ばない爲め充分の成績を擧ぐることは困難であつた。仍て今回の規則により前記三會社をそれ〴〵統制機關に指定すると共に、國內薬用植物生産者と統制機關との間に仲買人(産地卸業者)を地方長官をして指定せしめ、仲買人以外の者には指定薬用植物を取扱はしめざることとなり、目下地方長官に於いてそれ〴〵仲買人を指定したものがあるが、現在(十月)指定を了したるもの

は三分ノ二程度である。(指定品目省略)尚、近き將來に於いては前記三統制會社は合同して一本建になる筈である。
 尚、別項に統制生薬品の品名を掲げて置く。因に醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則に依り指定せられた、第一種醫藥品はアクリノール等百三十三品であつたが、九月一日に至り磷酸コデイン、鹽酸チヒロオキシコデインの二品が削除され、鹽酸エビレナミン液が追加された結果、現在は百三十一品であり、第二種醫藥品は當初安息香酸素三十七品であつたが、九月一日に至りアスピリン等國產六十一品を追加され現在は九十八品に増加、又第三種醫藥品は當初アガリチン等七十品であつたが八月二十一日亞鉛華等十八品が追加され現在八十八品となつた。
 尚、戦時體制版とて云ふべき日本藥局方の大改正は十六年中に公布される筈であり其の主旨は原材料の拂底に對應し保健衛生上支障無き限り醫藥品の規格を緩和し、醫藥品の確保を期する目的である。

**衛生局の機構改變と
地方廳の藥務課問題**

衛政行政を司る厚生省衛生局は、七月三十

一日機構の大改編を行つた。今事變以來三度目の機構改革であり而も今回が最大であつた。即ち従來の醫務課、資材課、藥品生産課、保健課が、醫務課、藥務課、藥品課、衛生課と變り藥界多年宿望の藥務課實現を招來したのみならず、事變前まで藥の字を冠した課が一つも無かつたのが藥務、藥品の兩課併設となり、醫藥品の重要性を如實に裏書するに至つた。
 其の理由は云ふ迄も無く戦線銃後を通じ、國民の保健衛生上欠く可らざる醫藥品の生産確保、配給確保の強化が最も必要となつて來た爲めである。
 藥務課は舊資材課に相當し醫藥品衛生材料の配給を管掌する外、新に藥劑師に關する事務を醫務課から移管した。又藥品課は舊藥品生産課に相當し専ら醫藥品、衛生資材の生産に關する事務を管掌する。
 此の行政機構の改變が示す通り、衛政行政就中藥業行政は専ら生産配給の統制計畫に重點を置き、制度、法令等の改正問題に對しては統制上重大關聯を有するものゝ外は第二義、第三義とするに至り、醫藥制度調査會も一月十七日再開以來開店休業の状態に置かれることとなつた。

目下當局の最も力を注いでゐるのは公定價格の基本を爲す醫藥品製造工業原價計算準則の實施であり、六月十八日以來自治的實施を奨励してゐるが、九月一日には之れが實施を爲すべき業者(資本金二十萬圓以上又は第二種統制醫藥品製造を爲す製業者)を百十八名指定し、十二月より法的實施に入る段取となつてゐる。近き將來に於いては製造のみでなく、配給業にも原價計算を實施する方針で調査が進められてゐる。
 又輸入醫藥品杜絶に對する應急對策としては豫備金より取敢ず七萬圓を支出し、衛生試験所その他の研究機關を動員して代用藥品の緊急調査並に製造に當らせる計畫を樹て、先づ九月十七日に軍官民關係當局、技術者、有力業者等三十一氏を招請して輸入醫藥品應急對策全體協議會を開催の結果、六分科に分ち協議會を設置直ちに調査研究に入つてゐるのて近き將來に大いに成果が期待される。
 尚、二月三日に第三次醫藥品公定價格を百十四品に就いて指定し、更に第四次を八月十日醫藥品百二十五品に就いて公定價格の指定を爲した。續いて十月四日はラウリン脂等九品目に就いて公定價格が指定された。
 尚、厚生省の藥務課設置に依り各地方廳に

も藥務課を設置し、醫藥品配給の萬全を期すべしとする藥界の要望は漸次熾烈となり、目下日本藥劑師協會より中央並に地方長官に對しそれ〴〵陳情が行れてゐるが、其の成否は豫測の限りでない。因に警視廳に於いては二月十二日衛生部を保安部に統合し保安衛生部と改稱、衛生課は名稱は其の儘としたが内部機構を改變し、従來の保健係を變じて藥務係を設置したことを附加して置く。

**醫療制度改善問題と
醫藥制度調査會**

醫藥制度調査會が三ヶ年に亘る紆餘曲折の結果決定した「醫療制度改善方策」は、昭和十五年十一月厚生大臣に答申されるに至つたので、業界としては昭和十六年の帝國議會に政府案として提出されることを確信し、政府當局も亦必ず提出するとの決意を示してゐたが、獨り醫師會側は飽くまで反對阻止に狂奔し全國醫師を動員し、あらゆる運動を續け、その結果時局の深刻化と相俟ち議會に摩擦相剋を惹起するが如き法案は政府として提出するを不可能ならしめた。
 斯くて業界が待望した處方箋の強制發行も、醫藥制度調査會答申として政府に手交さ

れたといふに止り日の目を見ずに終ることになつたが、之れを遺憾とした藥劑師會側では衆議院に對し醫療制度改善促進請願を行ひ目的達成を劃したところ、請願委員會に於いては醫系議員の反對を壓えて採擇となつたにも拘らず、三月二十五日の衆議院本會議に於いては醫系の策動効果を奏し遂に不採擇の運命に遭遇して了つた。
 然し當時政府當局としては明年の議會には醫師法改正案の形で議會に提案する方針であると述べて居り、その言明の通りとすれば本年(十七年)の議會に提案される筈であるが、大臣始め當局者は全部顔觸れを異にしてゐる上に時局は益々緊迫しつゝある状態であつて、恐らく醫師法改正案の如きは不急の法案として問題になるまいと豫想される。假令、提出される可能ありとするも處方箋強制發行問題に就いての摩擦を恐れ、適當に骨抜きとされる懸念充分にあり、此の點藥劑師會方面としては目下成行を非常に重大視してゐる。
 尚、現厚生大臣小泉軍醫中將は専門家だけに従來の大臣と型を異にし醫藥問題には就任早々より一家言を吐露し所信を示したが、夫れに依れば「醫療制度の改善に就いては醫藥制度調査會の答申に泥らず、新なる觀點より

新構想を以て再出度する、但し現行の醫療制度は大なる缺陷を有してゐるに鑑み根本的改革の要ありと認める」と云ふにあり、結局過去三年の醫藥制度調査會の審議答申は一應御破算として、新厚相の描く新構想に依り獨自の改革案が出現するものと見ねばならぬ。果して厚相の新構想とは如何なるものであるか、現在迄のところでは何等の具體的方針も示されて居らないが、時局下國民の體位向上に重點を置き無醫村の解消、醫療の普及、醫療の公營強化等を目指すものであらうとは疑ひを容れぬ。其の場合調劑問題、處方箋問題等に就いて如何なる處置を採るか藥界としては深甚の關心を持つてゐる譯である。

尙、日本藥劑師會では醫導制度調査會第三特別委員會の速かなる再開を要望し、同委員會の分擔事項たる薬事に關する事項の審議成案を望んでゐるが、厚生當局は時局下不急の問題として早急に開會するの意志無く、寧ろ醫藥制度調査會を廢止せんとする意圖を有するのではないかと見られる節さへある。然し藥劑師會としては恒久的立場から藥品法の制定、藥劑師法、藥劑師會令の根本的改正、藥價令藥育の改訂等の諸重要問題に關し先般來特別調査會をして活潑なる調査研究を行はし

めてゐる。藥品法、藥劑師法、藥劑師會令に就いては既に一應の試案要綱を脱稿するに至つてゐるが、藥品法に就いては新藥、賣藥方面と意見の不一致を來してゐることは將來の問題として指摘して置く必要がある。

藥事奉公會の結成

前年來持ち越しの藥界新體制問題は、日本藥劑師會を中心として進展し、全藥業界の代表者を網羅して藥事懇談會の開催となり、數回の懇談會開催の結果大口喜六代議士を委員長として全國藥界を打つて一丸とする藥事奉公會の結成に着手するに至つた。

斯くて三月二十八日全國百四十七團體代表參加の下に盛大な發會式が東京上野精養軒に舉行され、金光厚生大臣も親しく臨席し祝辭を朗讀する盛會であつた。本會の陣容は會長大口喜六代議士、副會長河合日本藥劑師會長、同服部東大藥學科教授、同鹽野大阪藥種卸商組合長、理事長吉田宗二郎(元三共重役)理事は東西學界、業界各有力團體代表有力業者等三十一名、顧問に朝比奈、慶松、近藤、高橋四各博士、鹽原三共社長、志村元日本藥事協會長、武田長兵衛田邊五兵衛、津村重會、森平兵衛の諸氏

で、文字通りオール藥界の名士を網羅してゐる。藥界の大同團結を叫ばれたことは久しいが、時局の影響に依つて此處に始めて其の實現を見たことは意義深いものがあるが、此種の團體の通例の如く構成分子が多様多様であり、夫れ々の立場に従つて抱懐する意見も區々である爲め、推進力となるべき中心が明確ならず、華々しい發會式に比して其の後の事業が一向進展を見せないといふ非難が浴せられてゐる。

此の非難に應へて同會では幹事會を設定して推進力たらしめ、各種委員會を設定して事業の調査研究に當らしむる方針を採つたがその結果現在着手するに至つてゐる問題は代用藥品の調査研究並に宣傳普及と、醫藥品の確保に關する施設特に治療藥品研究機關の設計である。代用藥品の調査に就いては目下委員會を設定し成案を急ぎつゝあり、決定を見れば厚生當局の指示の下に醫師藥劑師に代用藥品の使用を徹底普及せしむる方針であり、醫藥品の確保施設に就いては先般厚生大臣に建議書を提出し衛生試驗所、大學研究室等の官公試驗機關を始め民間製藥會社の研究部を總動員して各自分擔を定め、不足醫藥品の研究、製造に當らしむるやう要望した。

兩問題共に政府當局が既に考究計畫しつゝある問題で何等反對のある可き筈の無い事柄であるが、奉公會としては政府當局と協力して國策に即應することを事業の根本方針とする建前から此の問題を取上げたものである。尙、奉公會の經濟的基礎は加盟團體の分擔金と寄附金に置かれてゐるが、基本金十萬圓を目標に寄附金を募り、現在迄に約七萬圓の寄附申込みを得て居り、分擔金に就いては加盟團體の實力及び性質に依り割當査定をなしてゐるが、本年度は加盟團體何れも豫算決定後のこととして強制徴収はなさず、來年度より本格的に分擔金規程を實施することになつてゐる。今後の奉公會が果して如何なる程度の成果を収むるかは頗る疑問で、經濟的には年額二萬圓程度の豫算では奉公會の維持が精々であり、精神的には全國藥界を指導する力と熱意の不足が感ぜられる。將來豫定方針の如く十萬圓以上の基本金を得て社團法人組織に強化されるとしても、當分の間は餘り多くの期待は掛け得られないことであらう。

企業合同問題と

藥業の特殊性

商業再編成企業合同は一藥業界ばかりの間

題でないことは云ふ迄も無いが、藥業の特殊性は此の場合でも一般業種と全然同様に考へるといふことは出来ないやうである。

商工省若しくは厚生省の之れに就いての方針は目下のところ更に明かにされてゐないが、根本原則としては藥業も亦一般商業と同様再編成、企業合同を要求されるものであることに間違ひは無い。それが國策だからである。然しその再編成の仕方、企業合同の方法等に就いては自ら其の業態の特長を考慮せらるゝのが當然と思はれるから、藥業の如き特殊業態にあつては別段の考慮が拂はれると考へるのは單に業者の自家擁護とのみは云はれないと思ふ。それと共に藥業の特殊性を強調して幾分でもゆとりを取らうとする時局認識の不足なものを確しかにあるやうだ。此の二つの考へ方が企業合同問題を前にして藥業者の心構へを動搖させ混迷させてゐるのが現状と云へる。以下少しく實狀を記述して置く。

▽生産者側 製造業者の場合には卸小賣の場合と區別する可きだが便宜上一緒に書くこととする。先づ醫藥品特に統制醫藥品の製造は統制規則に依り既に實績者以外は製造出来ないこととなつたし、統制醫藥品以外のものも漸次統制醫藥品に追加される筈であ

り、原料關係から必然的に整理されて行くこととなる。生産統制會社の創立されたことも別項の通りである。今後重要産業團體令の實施により、更に徹底される譯だが、それはそれとして現在のところでは企業合同といふ形式は一つも整理に着手されてゐない。次ぎに新藥新製劑の製造業者は如何と云ふと、此の方も大きい所は日本新藥工業組合を結成して自治的に製品を審査し統制をやることになつたが、企業合同に就いては何等觸れるところが無い。只、中小業者の團體である東京府新藥新製劑原料配給組合のみは警視廳の懲罰もあつて組合員全部(前記日本新藥工業組合者を除く)の企業合同に着手したが、即時實施は困難なりとして其の前提に各プロック協同體を組織して企業合同へ前進することとなり、十月七日臨時總會を開いて原案を決定した。

次ぎに賣藥製造業者の方は、之れも原料關係から處方の整理、共同製劑等を考へられてゐるが、現在迄の所では何等の話も進んでゐない。只東京賣藥工組で研究委員會を設立し、公定價格の問題と關聯して研究することになつてゐるだけである。但し全國的に見れば所謂配置賣藥と稱される富山縣の如きは、

全縣業者を十三社に整理統合することとなり、既に國民賣藥第一賣藥等の諸賣社が創立總會を終了してゐる。之れが藥外を通じ最も尖端を切つてゐると云へる。

▽卸賣側 先づ統制醫藥品に就いては配給統制會社の創立で完全に統合された形となつてゐるが、一般的には未だ何等企業合同の機運は向いてゐない。賣藥卸問屋の場合には尙更で賣藥自體が未だ統制の域外にある爲め、將來に不安を抱き乍ら現實には舊態依然たるものがある。僅に東京賣藥卸賣同業會が發展的解消を爲し卸商業組合結成に邁進してゐる位のものであるが、之れも新規商業組合の許可は殆んど不可能の情勢なので行儀となり、統制會社が統制組合組織に方針を變更すべく研究中である。中間業體の存続は相當懸念されるものがあるだけに今後の商工省の整理統合方針を注視してゐる。

▽小賣側 小賣藥店の企業合同問題は今や焦眉の急となりつゝあるが、當局の明確なる方針が表示されてゐない爲の不安と焦燥の内に彷徨してゐる。藥莊商業組合側へ當局より諮問があつて、商業組合側が此の問題の中心を握きつてゐる譯であるが、商組側に全業界を左右するだけの實力が備はつてゐない爲め、

却つて内部的紛糾を來す原因を孕んでゐるとは否めない。日本藥劑師會、東京府藥劑師會、東京藥業同業組合その他大小の關係團體がそれぞれの立場から企業合同問題の研究を開始してゐるが、何れも未だ何等の成案を得

るに至らず、假令一團體が成案を得たとしても全業界を指導することが問題の性質上至難なものがあり、結局は當局の斷を俟つて決する外はあるまいと觀測されてゐる。

東京府醫藥品給調査會規約

- 第一條 本會は東京府醫藥品給調査會と稱す
第二條 本會の事務所は當分の間會長所屬團體の事務所内に置く
第三條 本會は東京府下に於ける左の團體より選出したる代表委員を以て組織す
第四條 本會は東京府下に於ける醫藥品(衛生材料を含む以下同じ)の圓滑なる供給を期する爲之が調査研究を爲し併せて第三條所定の各團體間の連絡協力を計るを以て目的とす
第五條 前條の目的を達する爲め左の事業を行ふ
一、醫藥品の需給の實狀調査
二、醫藥品の配給機構の整備に關する調査研究
三、醫藥品の適正配給に關する調査研究
四、その他本會の目的達成に必要な事業
第六條 本會に左の役員を置く
一、會長 一名
二、副會長 二名
三、幹事 若干名
前項の役員は委員中より互選し其の任期は一年とす但し留任を妨げず
第七條 本會は關係官參加の下に毎月一回以上開催するものとす
第八條 本會に於て得たる成案は内容に應じ官廳に獻策し又は關係團體に通報し其の實行を求むるものとす
第九條 本會の經費は第三條所定の各團體に於て選出委員數に應じ分擔するものとす
第十條 本規約は昭和十六年四月二十二日より之を實施す

各府縣藥劑師會

- 北海道藥劑師會 札幌市北二條西二ノ七
東京都藥劑師會 東京都下京區河原町四
京都市藥劑師會 京都市下京區河原町四
神奈川藥劑師會 横浜市磯子區丸山町七
兵庫藥劑師會 神戸市兵庫區山手通六
長崎藥劑師會 長崎市堀町一ノ二
新潟藥劑師會 新潟市西區馬場町
埼玉藥劑師會 埼玉市末廣町一丁目一
群馬藥劑師會 前橋市本町三九
千葉藥劑師會 千葉市末廣町一丁目一
茨城藥劑師會 水戸市北三ノ九一九
栃木藥劑師會 宇都宮市旭町
奈良藥劑師會 奈良市今在家町五二
北海藥劑師會 札幌市北二條西二ノ七
三重藥劑師會 三重縣阿山郡上野町田
愛知藥劑師會 名古屋市東區東區町二
靜岡藥劑師會 靜岡市本通一丁目私書
山梨藥劑師會 甲府市下連雀町二ノ七
滋賀藥劑師會 大津市坂本町
岐阜藥劑師會 岐阜市今小町
長野藥劑師會 長野市上原町一
宮城藥劑師會 仙台市元町三二二
福島藥劑師會 郡山市本町五三
岩手藥劑師會 盛岡市仁王第四地割字
青森藥劑師會 青森市米町七五
山形藥劑師會 山形市大町七四五
秋田藥劑師會 秋田市龜之町堀反町二
福井藥劑師會 福井市佐久長下町一八
石川藥劑師會 金澤市石浦町二〇ノ二
富山藥劑師會 富山市總曲三六六
鳥取藥劑師會 鳥取市山崎町二九
島根藥劑師會 松江市南町三二
岡山藥劑師會 岡山市大供二ノ三九
廣島藥劑師會 廣島市國榮寺町三四廣
山口藥劑師會 山口縣玖珂郡柳井町大
和歌山藥劑師會 和歌山市元町奉行町二
德島藥劑師會 徳島市船場町一四八
香川藥劑師會 高松市西ノ丸町
愛媛藥劑師會 松山市一番町七
高知藥劑師會 高知市本町二丁目
福岡藥劑師會 福岡市漢邊三丁目
大分藥劑師會 大分市南場町一六

各種民地藥劑師會

- 朝鮮藥劑師會 京城府本町三ノ三〇
京城府藥劑師會 同黃金町六ノ一八
高麗藥劑師會 同大平通二ノ二八五
臺灣藥劑師會 臺北市表町一、三井
關東州藥劑師會 大連市大連醫院藥局内
滿洲藥劑師會 奉天市千代田通一六
大連實業藥劑師會 大連市千代田五
奉天實業藥劑師會 奉天市海濱町七、北村太田會内

大東亞建設の前途に光あり

藥業界の一年

〔自昭和十五年十一月
至昭和十六年十月〕

十一月 (十五年)

大藏省では一日付省令第七十八號を以てアルコールの專賣法施行細則中左の通り改正公布し即日實施した。

第十七條 アルコールの賠償價格は大藏大臣之を豫め告示す、前項の賠償價格に付ては其の製造場別生産能力又は使用したる製造原料に依り差等を設くることを得

附則 本令は公布の日より之を施行す

第一回藥事懇談會では各代表の意見一致により常置委員を選任して藥界再編成の具體案を練ることとなり、これが人選は大口委員長一任されてゐたが一日附左の如く委嘱し、第一回を六日開催。二十二名の委員如左。

委員長 大口喜六、(委員) 池田文治、石井綱治郎、大木良輔、河合龜太郎、衣笠豐、金原市兵衛、藤松勝左衛門、小西專一、齋藤實、守野登太郎、鈴木秀幹、高橋勲次、津村岩吉、島居孝一郎、野澤清人、服部健三、古田宗二郎、三輪富十、守田保太郎、吉岡眞吉、吉田達次

全國醫藥品配給統制會に於いては厚生省の指示に基き、醫藥用ア

り醫藥制度調査會の經過に付詳細説明、次いで竹中理事より更に敷衍説明ありて質疑應答に入り調査會案の實現を期する爲の對策を協議しこれが一方法として關係當局の善處を要望することとなり決議文を可決、翌十三日關係當局に提出した。

醫藥分業の輝しき業績を残し發展の解消を行ふこととなつた社団法人日本藥事協會の第五十一回通常總會は、十三日麹町剛堂會館に於いて開催

志村會長初め武井勇、竹中相美、谷口鐵三、藤澤成實、渡邊保太郎、福澤常吉、松島龍平、伊藤實、岡島元治郎、鈴木利平、浦上太吉郎、白井春造、秋葉和一、郡司賢亮、佐村清一、櫻口謙平、吉村益三、草津俊雄、菅野菊松、木田茂吉、梅北進造、荒井龜太郎、久恒照雄、淺野長次郎、西川修一、川村春造、伊藤清太郎、柳澤保太郎、巖谷今一、高橋勲次、小松國太郎氏等參集

來賓として武智勇記代議士、河合日藥會長等臨席、正午より理事會を開きて解散打合せを爲し、二時半開會、志村會長に代りて福澤常務理事司會にて國民儀禮を行ひ、竹中常務理事會長代理として議長の椅子に就き、皇軍に對する感謝の決議を爲したる後庶務報告醫藥制度調査會經過報告あり、次

藥業藥品

セトン及び酒石酸ケレモルの配給に關し一元化統制を行ふこととなつた。此の中アセトンに就いては日本酒類共販會社より、又酒石酸ケレモルに就いては酒石酸ケレモル統制會より從來それ、配給を受けてゐたものであるが、商工省に於いては凡てこれを原料統制會に一元的に統制配給させることとなつたものである。

日本水銀統制會では輸入品國産品をプール計算によつて一本建とする公定價格の設定をみ正式指令が發せられたので、本来の目的とする水銀の需給調整を斷行することとなり、水銀申込及び配給要領を決定し關係各方面へ通達した。

企劃院では東京賣藥製造組合長津村順天堂に對し賣藥の調査を依頼するところがあつたが、更に企劃院の指示により二日、日本橋茅場町清水ビルに於いて官民懇談會を開いた。當日は陸軍、企劃院、厚生省等から係官列席種々懇談を交へたが、調査依頼内容は左の如きものでその目的は國域輸出に關

いて收支決算報告、剩餘金處分案社団法人日本藥事協會解散に關する件をそれ、可決、志村會長の表彰を決議したる後散會。

藥用原料肝油配給組合創立總會は、八日神田學士會館に開催された。同組合の目的は肝油の國內需要を確保する爲に日本肥料株式會社から原料を購入し、組合員は全國で十八名、役員には左の諸氏當選

(理事) 東洋ビタミン、新興油脂、理研藥業、河合研究所、岡村徳治郎、平野友安、(監事) 下田喜久三、東洋化成藥業、(組合員) 伊藤千太郎、葛原工業所、大村篤吉、三井製藥、内外化學、品川油脂、大木合名、小坂乙吉、東京藥理社

日本醫藥制度改善研究會では十日、日比谷松木樓に福田、藤尾、手島、橋本、中西、松田、篠原、新津、富田、廣瀬、中野諸氏參集醫師調劑權の確認反對問題に關し懇談を爲し、十四日の日本藥劑師會に意見を開陳する打合せを爲した。

日本無機工業藥品工業會クロム部會では切符制實施の準備整ひ、十四日より重クロム酸及び重クロム酸曹達の二品に對し切符制が實施せられた。これにより從來

聯し優良賣藥を善用する資料とするものと見られる。調査期間は自昭和十三年九月一日至同十四年八月末日迄。

①輸出買戻金額總計②輸出金額總計③輸出金額總計④國內供給金額總計⑤日本國內受託金額總計⑥輸入原藥金額總計⑦輸入原藥數量總計⑧輸入原藥總計⑨輸入原藥不足總計⑩受託高と輸出高との不平衡に就いての意見⑪現機構に對する賣店及び現地取引先の希望又は意見⑫賣店の輸出業績大觀⑬賣店の第三國への輸出概況⑭賣店の内地供給と受託現河賣店の輸入原料状態⑮内地原料に就いての意見

價格形成中央委員會化學工業品部會は五日開催、厚生省より松尾生産課長、江下事務官、商工農林各係官、部會委員出席、和藥二十品、漢藥六十二品、工業藥品七品種の最高價格を原案通り決定。

中央物價統制協力會議では産業再編成の基本方針として經濟團體整備要綱參考案を發表したが、更に六日化學工業常置委員會を開催し同參考案を決定關係當局に建議した。

藥事懇談會第一回常置委員會は六日神田學士會館に開催、大口委員長以下各委員出席の下に自由討議により審議を進め左の諸點を決

や、もすれば偏在のそしりを受けてゐた右二品も需給圓滑が招來されることとなつた。

日本藥劑師會第十九回總會は十四日午前十時より茅場町清水ビルに開催、厚生大臣代理松尾生産課長、保險院長官代理網島醫務課長、大政翼賛會常任總務大日喜六代議士その他當局係官臨席、河合、柳澤正副會長以下各役員、各府縣議員八十餘名出席、福澤理事の挨拶により開會、國民儀禮の後河合會長の挨拶を劈頭に金光厚生大臣告示、極具保險院長官祝辭の代讀あり、次いで議員表彰、特別議案として皇軍感謝の決議、翼賛運動協力の決議を爲し、追加議案として日本藥事協會會長志村銀七郎、藥博慶松勝左衛門を大口、高橋兩顧問に加へて顧問と爲すことに決議

大口氏の講演聴取後福澤理事の會務報告、財産目録、收支決算表に就き説明あり、正副會長の改選の結果は河合會長、柳澤、石井副會長何れも留任、理事は詮衡委員により詮衡の結果

竹中相美、高橋勲次、關口彌三郎、可兒重一、武井勇、野澤清人、鈴木秀幹、吉田達次、入江七平、福川末一

以上の諸氏決定、次いで議事に

定した。
①全業界を網羅せる統一團體の結成
②名稱を藥事公會とす
③三名乃至五名の委員に規約草案の作成を依頼すること
④規約には目的、綱領、組織、機關、經費その他必要なる事項を簡明に規定すること
⑤草案を得たる後速かに本準備委員會を開催し更に第一回全體會議を開くこと
⑥事務所は當分の内日本藥劑師會内に置く

東京藥莊商業聯合會臨時總會は八日同會事務所で開催、各藥莊役員出席の下に開催され吉田達次氏を議長に先づ定款第一條、第五條、第二十一條改正の件を附議可決、次いで補缺役員選舉の結果山之手喜多川辰三、江東伊藤藤兩氏當選、一旦總會を了り引つゞき聯合會撰定品委員會を開き、ホルモンバスター、パタミンバスター、藥莊アラシ、藥莊テリス等を決定した。

厚生省衛生局醫務課長野間正秋氏は九日付京都府總務部長に榮轉後任に北海道經濟部長青柳秀夫氏就任。

紀元二千六百年奉祝式典に參列の榮に浴した道府縣藥劑師會長の懇談會は十二日京橋中央亭に開催、日藥河合、柳澤正副會長以下各會長二十五氏出席、河合會長より

入り

①昭和十六年度歳入出豫算案
②道府縣藥劑師會安附金規程中改正の件
③日本藥劑師會特別會計規程案
④職員健康保險協定書
⑤給付金支給協定書
⑥健康保險昭和十六年度契約更新
⑦職保十六年度契約更新
⑧給保十六年度契約更新

以上を可決して第一日を了り、第二日は午後三時開會、決算承認豫算案を可決、次いで協議に入り學校藥劑師會全國聯合會設立の件、日本藥劑師會新體制に關する件等につき種々意見の開陳ありて散會。

東京府醫藥品配給統制審議會特別委員會は十八日神田藥同組合に開催、吉田達次、青柳健次、松島龍平、菅原浩、鈴木小善の諸氏出席、統制醫藥品切符制擴大に伴ふ割當審議調査の件につき協議を爲した。

東京府新製劑原料配給組合の創立總會は十六日京橋中央亭に開催、善福庵より岸本衛生課長、井上保健係長、藤森技師、松本統制主任臨席、來賓歌橋製藥組合副組長、中村東京府醫藥品卸會社事務、組合加入者百六十名出席、發起人野村藤一氏司會にて國民儀

先づ山本理事開會の辭を述べ國民儀禮の後鍋島會長より挨拶あり次いで

硫黄の配給統制を行ふべく商工省を中心に民間業者との間に準備中であつた硫黄配給統制組合の創立總會は、七日商工省より鈴木鐵

東京府衛生縮小賣業組合聯合會は、九日理事會を開催、第二回分家庭用衛生縮配給券取扱方を協議

於いて五十周年祝典を挙行した。東京藥業同業組合では三月二十七日附を以て局方外アルコール小

警視廳當局の幹旋による醫藥品並に衛生材料の配給業者、消費者團體を一九とする東京府醫藥品需

かれ左の諸件が決定した。一、負擔金、差等を付け二十圓から千圓迄とし、千圓密附したるものを維持員とし、會計監督を島居、柳澤兩理事とし、之に古田理事長を加へ審附金の募集を始める事

三月十五日の第廿一回定時總會に於いて紛糾した東京府藥劑師會の組織總會は、十一日開催、出席

昭和十六年度歳入出豫算 昭和十四年度に於ける徴収免除會費並に徴収不能會費處理に関する件 昭和十六年度會費募集入出豫算 東京賣藥工業組合に對し金庫運送につき事務承認を求むる件 立川町市制施行につき會則中一部改正の件 應召會員延期に関する件

新潟縣長岡市の有力藥業家を以て組織されてゐる長岡藥業組合は、組合員克く和衷協同の實を擧げ其の基礎極めて鞏固にして一糸

五 月

部員支那、東區 以上の諸氏出席、齋藤常任理事の挨拶ありたる後、長井監事より

總動員法第廿五條による試験研究令により、輸入品に代るべき醫藥品の試験研究が一日付で左の如く厚生大臣から發せられた。

△フエノールフタラインの製造研究(厚生大臣指令第二號) 三井鑛山株式會社 △合成チモールの研究(厚生大臣指令第三號) 北海道理化學工業株式會社 △合成イソ吉草酸の研究(厚生大臣指令第四號) 日本新藥株式會社 △結核菌の培養研究(厚生大臣指令第五號) 財團法人結核豫防會結核研究所 △結核に對する化學療法の研究(厚生大臣指令第六號) 同上

大藏省では五日付省令第十九號を以てアルコール賣捌規則中左の如く改正する旨公布した。

集計報告書を聯合會に四月二十三日迄に必着を期し報告のこと

(二)本聯合會は集計報告書に依り卸商業組合と連絡し四月二十七日より三十日に至る期間に於て配給すること(各小賣業組合は現品引換と同時に註文券並に配給費を支拂ふこと尙綿代金は別に卸商業組合よりの集金人に支拂ふこと)

(三)各小賣業組合は五月一日より三日間に消費者に現品の引換を完了すること(現品引換豫定日は五月一日と記入すること)

(四)各小賣業組合は現品引換の結果を五月八日迄に聯合會に必着する様購入券集計報告書を提出すると同時に負擔金納入のこと

(五)購入券は現品引換後各小賣業組合に於て一括し一ヶ月間保存すること(右は監督官廳に於て必要に應じ調査せられることとあるべし)

(六)購入券紛失者ある場合は其の本人たることを確認したるもの限り現品の交付差支へなし

表厚生省竹内技師の祝辭あり閉會した。決定せる役員左の如し。

▲會長 東京府醫藥師會々長中山忠彦 ▲副會長 東京府醫藥師會々長石井絹治郎 ▲東京府醫藥品卸賣株式會社々長島原孝一 ▲東京藥業同業組合々長吉田達次 ▲幹事 東京府醫藥師會理事岡田太郎 ▲東京府醫藥品卸賣株式會社理事藤原中村幸輔 ▲東京府醫藥品配給統制委員會中央委員青柳健次 ▲東京府衛生材料卸賣業聯合會理事長松浦仁一

日本藥劑師會では二十三日丸の内海上ビル中央亭に醫藥品生産配給地方事情調査報告會を開催、

全國藥業組合一覽

昭和十六年 十月一日現在 (業種商業組合はこれを除く)

Table with 4 columns: 同業組合名 (Association Name), 事務所 (Office), 所 (Location), 代表者名 (Representative Name). Lists various pharmaceutical associations across different regions like 豊原, 樽太, 札幌, etc.

Table with 4 columns: 同業組合名 (Association Name), 事務所 (Office), 所 (Location), 代表者名 (Representative Name). Continues the list of pharmaceutical associations, including 前橋, 埼玉, 千葉, etc.

Table with 4 columns: 同業組合名 (Association Name), 事務所 (Office), 所 (Location), 代表者名 (Representative Name). Lists pharmaceutical associations from 滋賀, 静岡, 名古屋, etc.

Table with 4 columns: 同業組合名 (Association Name), 事務所 (Office), 所 (Location), 代表者名 (Representative Name). Continues the list of pharmaceutical associations, including 鳥取, 島根, 松江, etc.

藥業藥品

西舞鶴醫藥品小賣商業組合	神戶市宇本四三	吉井 素雄	松江醫藥品小賣商業組合	松江市殿町	佐藤 登
京都西陣醫藥品小賣商業組合	京都市上新在家町二四六	國枝元三郎	島根縣醫藥品小賣商業組合	松江市白湯本町	松井義三郎
京都西都醫藥品小賣商業組合	京都市右京區太秦安井車道町	入住 橋樓	島根縣川本町	島根縣廣瀨町	寺本 周二
大阪府衛生材料卸商業組合	大阪府北區東堀川町二二	佐藤類太郎	島根縣太田町	島根縣濱田町	吉川 豐博
但馬醫藥品小賣商業組合	兵庫縣豐岡町五〇七	津 徳藏	島根縣津和野町	島根縣津和野町	永田 廉
神戶藥種原料卸商業組合	神戶市神戶區江戶町一〇〇	服部 虎一	島根縣津和野町	島根縣津和野町	伊藤利兵衛
尼崎藥業商業組合	神戶市西本町五丁目一六一	岡本 太郎兵衛	島根縣津和野町	島根縣津和野町	飯塚 幸一
神戶醫藥品小賣商業組合	神戶市神戶區下山手通六ノ元	郡司 賢亮	島根縣津和野町	島根縣津和野町	加藤文太郎
兵庫縣衛生材料卸商業組合	神戶市東區磯上通四ノ二〇五	小西 義雄	島根縣津和野町	島根縣津和野町	久山 峻
加古郡醫藥品小賣商業組合	兵庫縣加古郡高砂町北本町	尾崎 三治	島根縣津和野町	島根縣津和野町	小野荒太郎
攝丹醫藥品小賣商業組合	兵庫縣多紀郡篠町	藤本 善吉	島根縣津和野町	島根縣津和野町	飯塚 幸一
奈良縣醫藥品小賣商業組合	奈良縣高市郡八木町	森田 福貞	島根縣津和野町	島根縣津和野町	藤井 英男
奈良縣醫藥品小賣商業組合	奈良縣磯城郡櫻井町	西浦 久藏	島根縣津和野町	島根縣津和野町	梅本光之助
奈良縣醫藥品小賣商業組合	奈良縣磯城郡櫻井町	後岡 桂三	島根縣津和野町	島根縣津和野町	土谷徳治郎
奈良縣醫藥品小賣商業組合	奈良縣磯城郡櫻井町	森田 福賢	島根縣津和野町	島根縣津和野町	佐村 清一
奈良縣醫藥品小賣商業組合	奈良縣磯城郡櫻井町	米田猪太郎	島根縣津和野町	島根縣津和野町	淺田 敏高
奈良縣醫藥品小賣商業組合	奈良縣磯城郡櫻井町	三田 常藏	島根縣津和野町	島根縣津和野町	行本 益三
奈良縣醫藥品小賣商業組合	奈良縣磯城郡櫻井町	赤根由次郎	島根縣津和野町	島根縣津和野町	泉 利文
紀北醫藥品小賣商業組合	和歌山縣北葛城郡高田町	八木 源平	島根縣津和野町	島根縣津和野町	長尾 六平
紀北醫藥品小賣商業組合	和歌山縣北葛城郡高田町	津田 喜廉	島根縣津和野町	島根縣津和野町	久保 萬四郎
紀北醫藥品小賣商業組合	和歌山縣北葛城郡高田町	沖井 一夫	島根縣津和野町	島根縣津和野町	多田 道長
紀北醫藥品小賣商業組合	和歌山縣北葛城郡高田町	松山達之助	島根縣津和野町	島根縣津和野町	花川 馨
紀北醫藥品小賣商業組合	和歌山縣北葛城郡高田町	大村久兵衛	島根縣津和野町	島根縣津和野町	川真田忠義
紀北醫藥品小賣商業組合	和歌山縣北葛城郡高田町	森谷 榮助	島根縣津和野町	島根縣津和野町	

德島縣藥卸商業組合	德島市內通町	三好實三郎	鹿島醫藥品小賣商業組合	佐賀縣鹿島町津原	前山 專一
美馬郡藥種小賣商業組合	德島縣鳴門一七九	内田 聖二	唐津醫藥品小賣商業組合	唐津市	山口 滿一
德島縣衛生材料卸商業組合	德島市大通三丁目	亭島彦三郎	杵島郡醫藥品小賣商業組合	佐賀縣武雄町	山口重次郎
香川縣衛生材料卸商業組合	高松市五番町四六	岡内 昌三	三養基郡醫藥品小賣商業組合	佐賀縣鳥栖町	高島 直城
香川縣醫藥品卸商業組合	高松市五番町四六	岡内 昌三	佐賀市郡醫藥品小賣商業組合	佐賀市中ノ小路	中ノ子 正人
香川縣醫藥品卸商業組合	高松市五番町四六	今澤義三郎	杵島郡醫藥品小賣商業組合	佐賀市武雄町	山口重次郎
今治藥種賣藥商業組合	今治市新町八六	松原 清一	佐賀縣 神樂町	佐賀縣神樂町	小林 博
愛媛縣衛生材料卸商業組合	愛媛縣喜多郡大洲町	佐野 義夫	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	坂本 與作
愛媛縣衛生材料卸商業組合	愛媛縣喜多郡西條町	二宮 福源	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	西脇 進
愛媛縣衛生材料卸商業組合	愛媛縣喜多郡西條町	桑原 薫男	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	西脇 進
愛媛縣衛生材料卸商業組合	愛媛縣喜多郡西條町	戶井眞喜太	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	宮崎 康夫
高知縣衛生卸商業組合	高知市新市町一四一	合田 茂平	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	木寺隆一郎
高知縣衛生卸商業組合	高知市棧橋通り一ノ一二四	池上 禎純	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	岩谷 直次
高知縣衛生卸商業組合	高知縣後免町二七五	吉本朋太郎	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	中尾 守助
高知縣衛生卸商業組合	高知縣須崎町	小川佐太郎	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	永瀨利吉郎
久留米藥種賣藥商業組合	久留米市三本松町	山口 元藏	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	後藤 一策
北九州藥事小賣商業組合	八幡市中本町二丁目	安部榮九郎	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	吉村 益次
南筑藥種賣藥商業組合	福岡縣柳河町大字京町	德永清四郎	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	岩尾照太郎
八女郡藥種小賣商業組合	福岡縣福島町本町一ノ七	川野 三郎	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	奧永 齊
嘉穂南部小賣商業組合	福岡縣山田町上山田	中島 雄造	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	山本 大祐
直方地方小賣商業組合	直方市大字直方八六四	武本寅五郎	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	財津 幹三
朝倉郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣甘木町一七四五	坂田 家藏	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	吉村 益次
粕屋郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣甘木町一七四五	武井久兵衛	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	後藤民次郎
筑紫郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣宇美町四〇五一	田村卯三郎	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	宮本喜代太郎
筑紫郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣宇美町四〇五一	本岡 秀一	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	岩井岩太郎
京都郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣二日市町	原田 正三	長崎縣 長崎町	長崎市榮町二〇ノ一	佐藤 幹

宮崎藥種賣藥商業組合 南那珂郡藥品商業組合 都城藥種商業組合 宮崎縣藥種賣藥商業組合 熊本縣藥種賣藥商業組合 熊本縣醫藥品商業組合 鹿兒島市醫藥品商業組合 日置郡小賣藥品商業組合 沖繩縣醫藥品卸商業組合 沖繩縣醫藥品卸商業組合 沖繩縣衛生卸商業組合	宮崎市橋通五丁目 宮崎縣肥前町 都城市前田町 宮崎市橋通 熊本市手島町 熊本市南新坪井町 鹿兒島市樋之口町四三 鹿兒島縣伊集院町 沖繩縣廳衛生試驗室内 同 同	仲田 豐 平部 俊弘 福岡 勝吉 關本 雅弘 緒方作次郎 吉井守之助 吉松 森三 山下利太郎 金城 保吉 名城 嗣頼 高良 盛慶
木曾製藥工業組合 松本賣藥工業組合 南安曇賣藥工業組合 岐阜縣藥品賣藥工業組合 三重縣藥品賣藥工業組合 滋賀縣藥品賣藥工業組合 近江日野賣藥工業組合 京都賣藥工業組合 大阪府賣藥工業組合 大和賣藥工業組合 日本配置藥工組聯合會 鳥取縣賣藥工業組合 島根縣賣藥工業組合 岡山縣賣藥工業組合 廣島縣賣藥工業組合 山口縣賣藥工業組合 德島縣賣藥工業組合 德島縣賣藥工業組合 香川縣賣藥工業組合 香川縣賣藥工業組合 香川縣賣藥工業組合 長崎賣藥工業組合 宮崎賣藥工業組合 南日本製藥工業組合	長野縣西筑摩郡福島町五丁目 松本市 長野縣 岐阜市 津市下部田町一四三〇 滋賀縣用賀郡大原村大原市場 滋賀縣蒲生郡日野町大字大窪 京都市下京區五條通室町西 入東鈔屋町一八四 大阪府天王寺區東高津北ノ町 奈良縣南葛城郡御所町 奈良市 鳥取市片原三ノ三四 松江市 岡山縣都窪郡常盤村大字溝口 廣島市富士見町八九 山口縣宇部市 德島縣板野郡撫養町黑崎 德島市 高松市石ノ丸町 香川縣綾歌郡坂出町 高松市 長崎市袋町二六ノ五 宮崎市橋通町三ノ九 鹿兒島市易居町四八	角間覺兵衛 山田 嘉一 田山八十吉 吉岡 藤吉 正野 玄三 龜田利三郎 森平兵衛 中島太兵衛 金尾 義信 大村久兵衛 江口 武雄 渡邊 高一 佐村 清一 鳥居光三郎 赤澤忠太郎 川西 久吉 平坂 茂市 仲田 豐
栃木縣賣藥工業組合 群馬縣賣藥工業組合 山形縣賣藥工業組合 千葉縣賣藥工業組合 東京賣藥工業組合 橫濱市賣藥工業組合 川崎賣藥工業組合 相模賣藥工業組合 相模賣藥工業組合 富山縣賣藥工業組合 富山縣賣藥工業組合 福井縣賣藥工業組合	宇都宮市杉原町三二三五 前橋市紺屋町七一 山形縣衛生課内 千葉市 東京市神田區仲町二ノ一二 橫濱市磯子區丸山町七 川崎市宮崎町三六 橫須賀市若松町七二 神奈川縣小田原市丁字 富山市表町四 富山市 福井市吉野下町六九	藤井源太郎 土屋 了三 土屋菊太郎 藤井得三郎 清水藤太郎 吉村 朝 中村忠一郎 外郎 鹿左衛門 荒木 甚助 高橋 良馬

昭和十七年一月二十一日印刷
昭和十七年一月二十五日發行

【定價金貳圓】

不許複製

發行所 東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

編輯者 日南 田慶富
發行所 東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

印刷者 大橋 松雄
東京市小石川區久堅町百八番地

東京小間物化粧品商報社
電話 漢花一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇

行印社會式株限印同共

髪洗ひ

モダンシャンプー

養毛剤 モデナ

栄養化粧品 ゼルモン



図形
一個入
三個入
七個入
二個入
八回分入

圖七十八〇
二圖九十七〇

小瓶 五十四〇
大瓶 八十三〇
中年 八十一〇
大瓶 六十一〇

本 舗 葛 原 工 業 所

東京小間物化粧品商報

東京小間物化粧品商報要覽

商報の歴史 明治二十八年六月二十一日、現東京小間物化粧品卸商同業組合の前身東京小間物卸商組合の機關新聞としてわが國最初の業界新聞たる「東京小間物商報」が創刊されました。それが現在の商報であります。明治三十六年、「東京小間物化粧品商報」と改題、その發展は業界長足の進歩とともに驚く可き力強さを以て伸び、今や五十年の光輝ある歴史とともに業界機關新聞中の最高峰に立ち絶大な業界の信頼を把握して居ります。

商報の使命 わが社の主力的事業たる商報は、創刊以來、號を重ねること既に二千を超え、草創時代には月二回の發行でありましたが、その翌年月三回に改め、更らに大正三年には月四回に大正八年十一月から週刊に改め、現在の毎週土曜日發行となつてをります。彼の大震災の直後、月餘の休刊を餘儀なくせられたる外、いまだ曾つて一回の休刊若くは發行遅延等のことなく、常に業界の公器たるの使命及び職分を完ふすることに精進努力致して居ります。

商報の現勢 商報の頒布區域は、全日本 本の版圖は固よりのこと、滿洲、支那

南洋、印度及び歐米等の海外諸國に及び、その讀者層は内外の同業者を主として商工關係官公署、圖書館、會議所、實業團體、同業組合等々、殆ど剩す處なく網羅して居ります。就中業界に於ける讀者層は、各地に於ける著名の化粧品小間物店、荒物雜貨店、藥局、百貨店に及び、これ等の店頭には、わが商報の影を見ざる處なきまでに行き互つて居ります。現在の商報は六百七十三頁、印刷による表紙とも普通二十頁建を以てその體型として居ります。

商報の組織 わが社は組合定款の定むる處に隨ひ、その機關新聞としての使命を行ふ爲めに設立せられたものであり、組合商報部に事業の一切を移譲の上、組合役員の中から發行委員を選び、商報經營の首脳部として大小の機務に參與して居ります。現任役員及職員如左。

東京小間物化粧品商報案内	
使 命	東京小間物化粧品卸商同業組合機關
事 業	商報發行、年鑑の出版及び一切の附帶事業
創 刊	明治二十八年六月二十一日
所 在 地	東京市日本橋區馬喰町三ノ三市電淺草橋下車
電 話	浪花 (67) 二七三番・二七三番
振替口座	東京一八五一七番
發行委員	發行委員長小林富次郎 (以下十七名)
社 主	日南田慶富
發 行 日	現在社員五十名 毎週一回土曜日
購 讀 料	寄一七の郵便局振替口座東京一八五一七番へお申し込みになるのが一番便利であります
業 界 年 鑑	毎年一回、一月一日を以て出版、全購讀者に無料進呈致します
廣 告	料金表はお申越次第進呈致します

- | | |
|---------------|----------------|
| 統制部長
大島 幸三 | 會計部長
河野 清三郎 |
| 化工組主事
吉野 隆 | 出 征 中 |
| 顧問
小川 豊一 | 顧問
伊藤 嘉三郎 |
| 顧問
山田 正三郎 | 顧問
石川 啓三郎 |
| 顧問
和泉 久太郎 | 顧問
西川 隆一 |
| 顧問
山本 宗太郎 | 顧問
廣田 幸三郎 |
| 顧問
木村 孝一 | 顧問
津田 嘉三郎 |
| 顧問
吉野 隆 | 顧問
伊藤 嘉三郎 |
| 顧問
小川 豊一 | 顧問
石川 啓三郎 |
| 顧問
山田 正三郎 | 顧問
和泉 久太郎 |
| 顧問
山本 宗太郎 | 顧問
木村 孝一 |
| 顧問
吉野 隆 | 顧問
伊藤 嘉三郎 |
| 顧問
大島 幸三 | 顧問
河野 清三郎 |

モトミ ドーマポ

純植物性



舖 本
堂 友 三 藤 齋

八七五ノ二崎大上區川品 部業營
番九七八四(49)崎大話電
一八ノ一町臺金白區芝 部造製

オシロイ 椿香油 水香



オシロイ
水香
ムロ
ロズ
サリ
ガ
ツ
エ
ン
ト

舖 本
店商衛兵太上井

二ノ四町室區橋本日市京東

純國産

ぼたん園

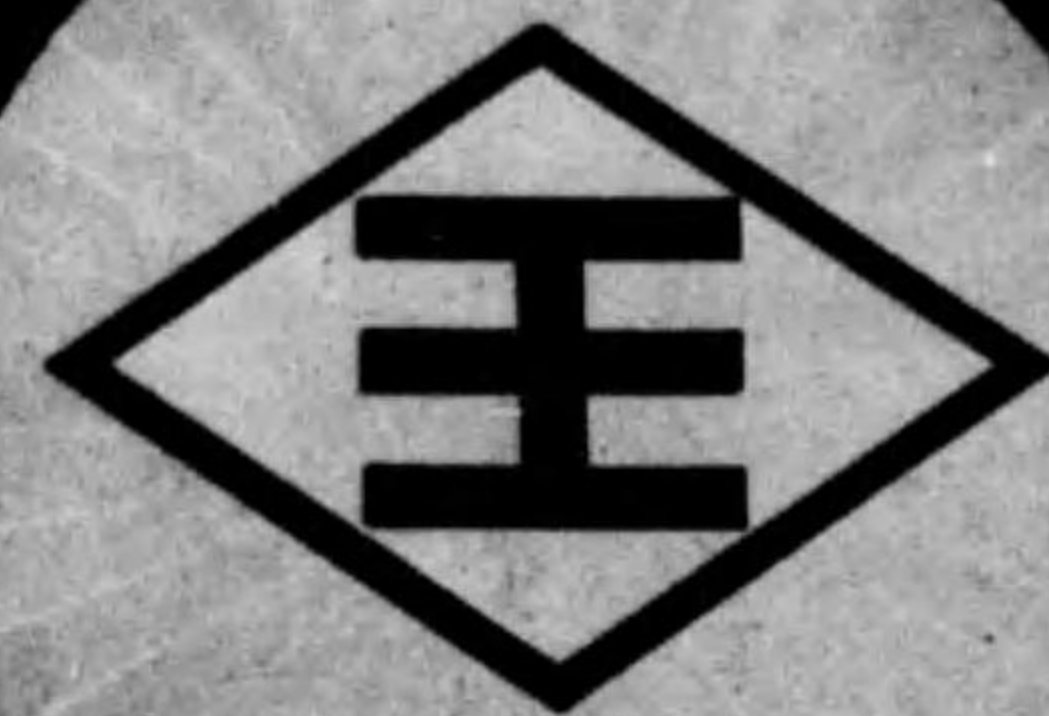
お髪のために
一番よい!

本舗 藤井ぼたん園
東京 深川四丁目
電話 本所 三六五二
支店 東京 五三七一

髪あらい粉

生産旺盛 配給潤澤

商業



報國

石鹼化粧品問屋
田中花王堂

東京市日本橋區馬喰町三丁目
電話 浪花(67)三三三・三三三
振替 口座 東京 三三四

株式 會社 **金屋商店**

各種瓶の製作の御用は
各種キヤップ

本店 東京市淺草區鳥越一丁目四番地
支店 東京市住吉區阿倍野筋五ノ四番地
支店 東京市江戶川區逆井一丁目三六番地
工場 大阪府中河內郡加美橋町三一
工場 大阪府中河內郡加美橋町三一

油藤

大森藤太郎商店

油脂製品には

古い經驗と

新しい技術を

誇るマルマン印!



東京市本所區東兩國一ノ十一

電話本所五三七九番

支店・

日本橋區横山町九

火災「予」告存心



東京市日本橋區通り二丁目四番地

日本火災保險株式會社

電話日本橋 (24) 三三九二—四八番



東京市麹町區大手町一丁目六番地

東京火災保險株式會社

電話丸ノ内 (23) 四一三〇—九五番

東京市麹町區丸ノ内二丁目十六番地(明治生命館)



大正海上火災保險株式會社

電話丸ノ内 (23) 四三二一—八番

東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地



明治火災保險株式會社

電話丸ノ内 (23) 二二二一—八番

日產火災海上保險

化粧品・齒刷子
化粧用雜貨 卸商

太洋堂

大内重雄商店

東京市本所區東兩國一ノ一四
電話本所(73)三二九三番

株式會社 **成和商會**

石鹼工場

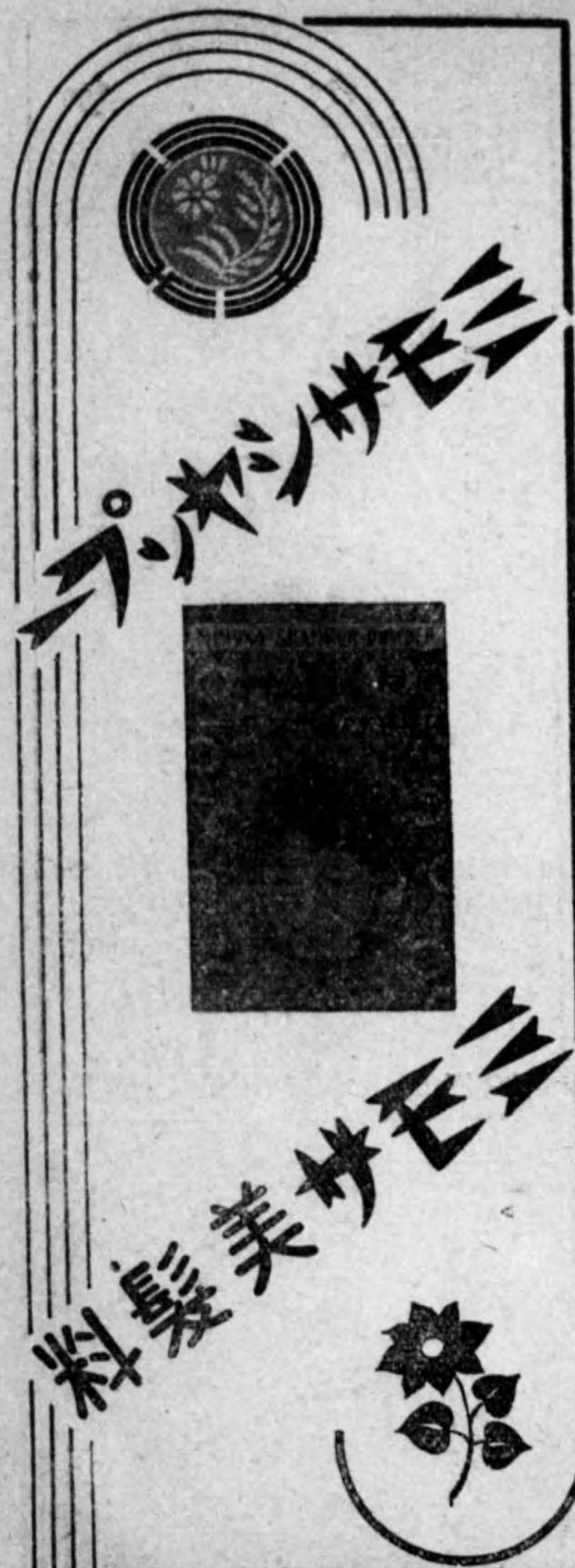
橫濱市磯子區西根岸馬場町六番地

電話本局(2)〇八八九番
振替口座東京八五二五番
振替口座橫濱一八二〇番

成和商事株式會社

橫濱市磯子區西根岸馬場町五番地

電話本局(2)〇八八九番



HATA BRAND



齒 刷 子
セルロイド雜貨 卸

東京市日本橋區横山町八番地
會社資 **德永保之助商店**

電話浪花 (67) 二八〇一番

場工島向部品粧化澤増

四二ノ七野島寺區島向市京東
電話 二八〇一番
電話 二八〇一番



切れ味で賣れる

ピツク替刃

齒 刷 子 雜 貨 卸
ホーヨー化粧料本舗

晃陽商會



村上幾太郎

東京市神田區東神田一八
電話浪花 (67) 二五一九番

化粧品問屋

安心して御取引の出来る!

越前屋

松浦嘉七商店

東京市淺草區山谷二丁目五
電話淺草 (84) 一三二八番
振替東京一〇三三六一番



營業品目

鹿の子絞り、手柄、リボン
半襟、帶揚、帶止 卸商

三浦東京店

三浦啓司商店

東京市日本橋區兩國十二番地二
電話浪花 (67) 三二六五番
本店 京都市下京區高辻通東洞院東
電話 下二五二二三番

本つけ櫛・すき櫛
セルロイド櫛
セルロイド容器
齒 刷 子

ひしや櫛製造發賣元

大阪市東區南久宝寺町貳丁目
ひしや要 弥三郎本店

電話船場四一三三番
振替大阪千百十二番

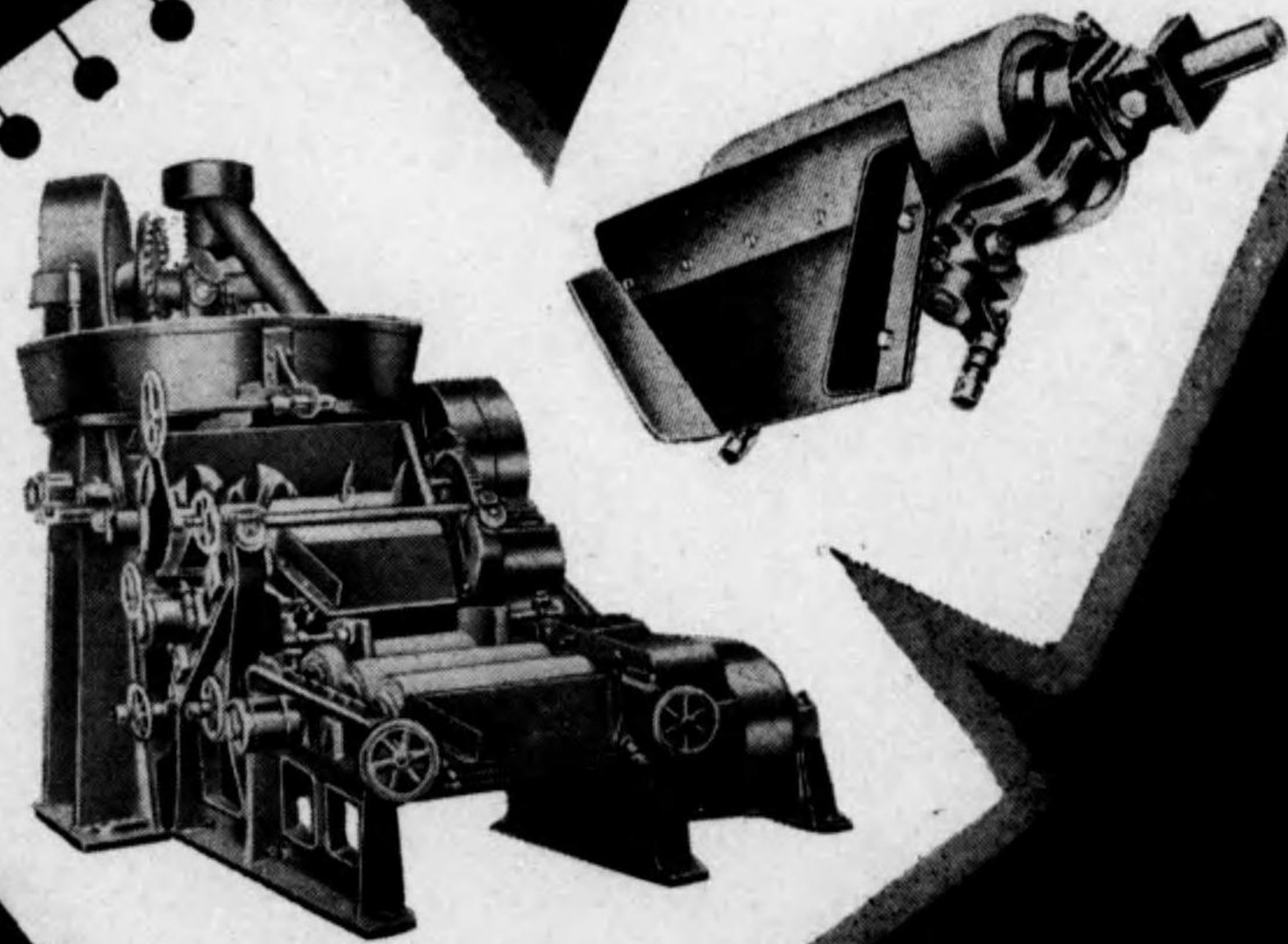


國產最高基準品

舖本品粧化頂丹
社會式株水香鶴金

頂丹
クッチ

塗料製造機械



石村鋼鐵及チルド磁器製
煉合ロール

化學工業用諸機械
化粧品・石鹼・香料・其他
特殊工業用諸機械設計製作
日本藥業機械合資會社

東京市本所區龜澤町二ノ五
工場 江戸川區東小松川三ノ三五九一

墨田 三六五〇番
電話 墨田 五五〇七番
本所 二二四一番

ムーリク^{バナシニング}ナテウ



.....な純清
!を美康健

優秀な原料と技術
に輝く品質.....

◆健康な若肌を創る.....

ウテナバナシニングクリーム

◆若肌の栄養素.....

ウテナコールドクリーム

◆整肌・化粧下用に.....

ウテナレモンクリーム

ウテナ化粧料本舗 株式会社 久保政吉商店

簡素な美と健康を
創る理想品.....

◆自然な健康美を創る.....

ウテナ粉白粉

◆新しき感覺美が生れる.....

ウテナ別製水白粉

◆健康な素肌美に.....

ウテナ化粧水

◆明るさに輝やく.....

ウテナ口紅

14.20
315

.....いる明

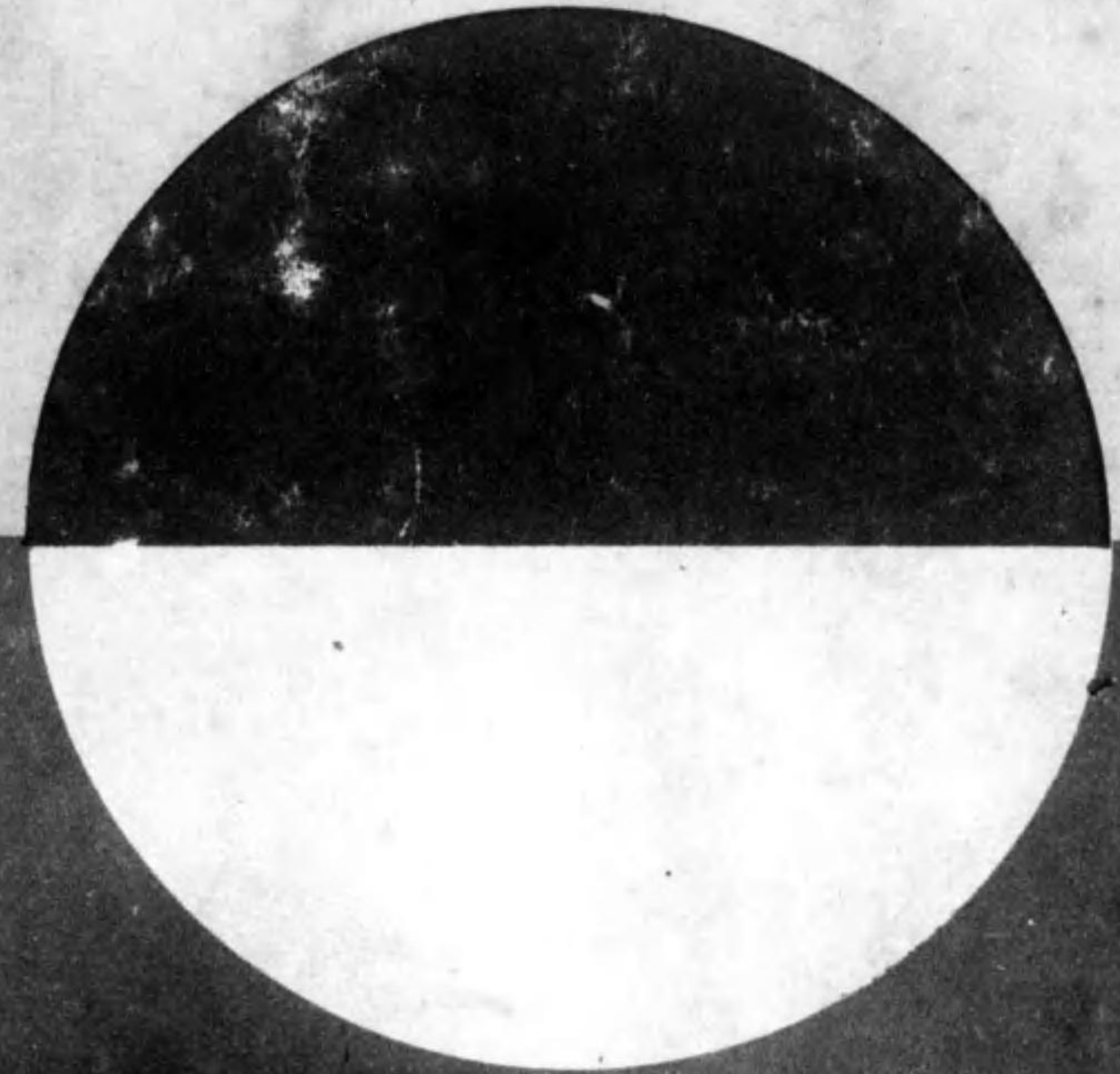
に粧化康健

粉白粉ナテウ



に 化 美 の 肌 お

ムレクトーレ



ーリメトーレ

粉白トーレ

ドーフトーレ

株式會社 平尾 賛平 商店

終